

# 八戸市立第二中学校いじめ防止基本方針

八戸市立第二中学校

校長 大塚 弘 昭

## 1 いじめ防止の基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した中学生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「八戸市立第二中学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。以下のような場合には、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。
  - ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合
  - ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築けた場合 等ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有する。
- ⑥ 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ⑦ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応する。

### (2) いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3ヶ月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

### (3) いじめの防止等に関する基本的考え方

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通認識を持ち、常に全ての生徒を見守っていく。
- ② 全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心を培い、望ましい人間関係を構築する。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ 全ての生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

### (4) いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

#### ② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

- ・【別紙1】日常の指導体制(未然防止・早期発見)

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

- ・【別紙2】緊急時の組織的対応(いじめの対応)

## 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

### (3) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

### (4) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実

### (5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

## 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

### (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン【別紙3】

### (3) 教室・家庭でのサイン【別紙4】

### (4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・教育相談の実施（7月、11月）
- ・相談アンケートの実施（5月、7月、9月、11月、2月）

### (5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### ② いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
  - ・生徒や保護者の心情に配慮し、苦痛に対しては、精一杯の理解を示す。
  - ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。
- ② いじめている生徒の保護者に対して  
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
  - ・生徒や保護者の心情に配慮する。
  - ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、保護者の協力が必要であることを伝える。
  - ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ③ 保護者同士が対立する場合など  
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
  - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
  - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

#### (4) 関係機関との連携

いじめは、学校だけでの解決が困難な場合もある。日頃から関係機関との情報共有体制を構築し、一体感のある対応をすることが重要である。

- ① 教育委員会との連携
- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
- ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

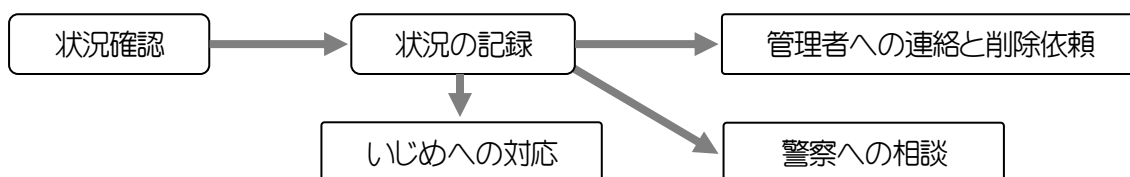
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発 … 保護者の見守り、フィルタリング 等
- ② 情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握 … 被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロール 等
- ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

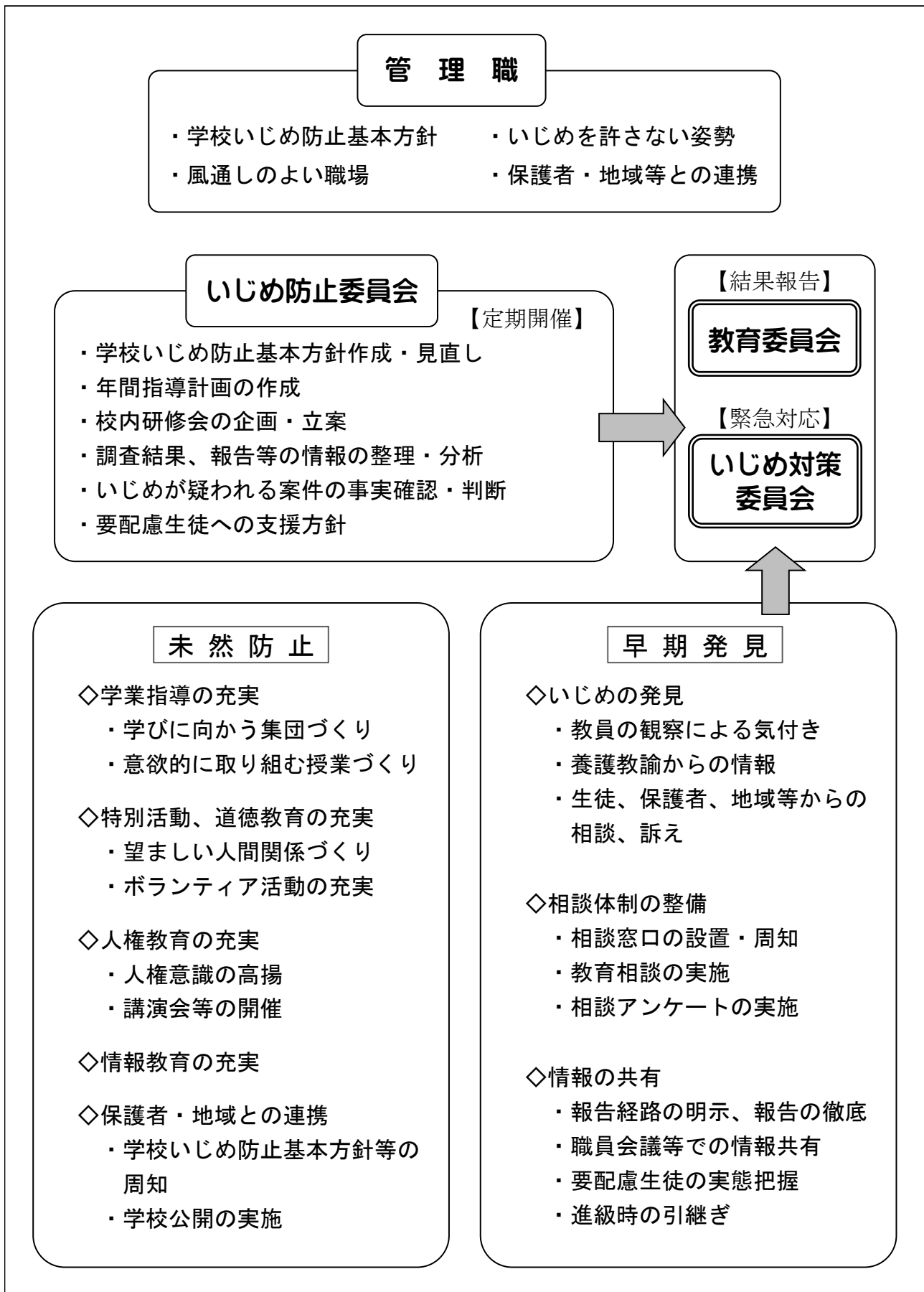
### (1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・一定期間、連続して欠席しているような場合は、年間30日の目安にかかわらず、状況により判断する。
- ③ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないものとする。

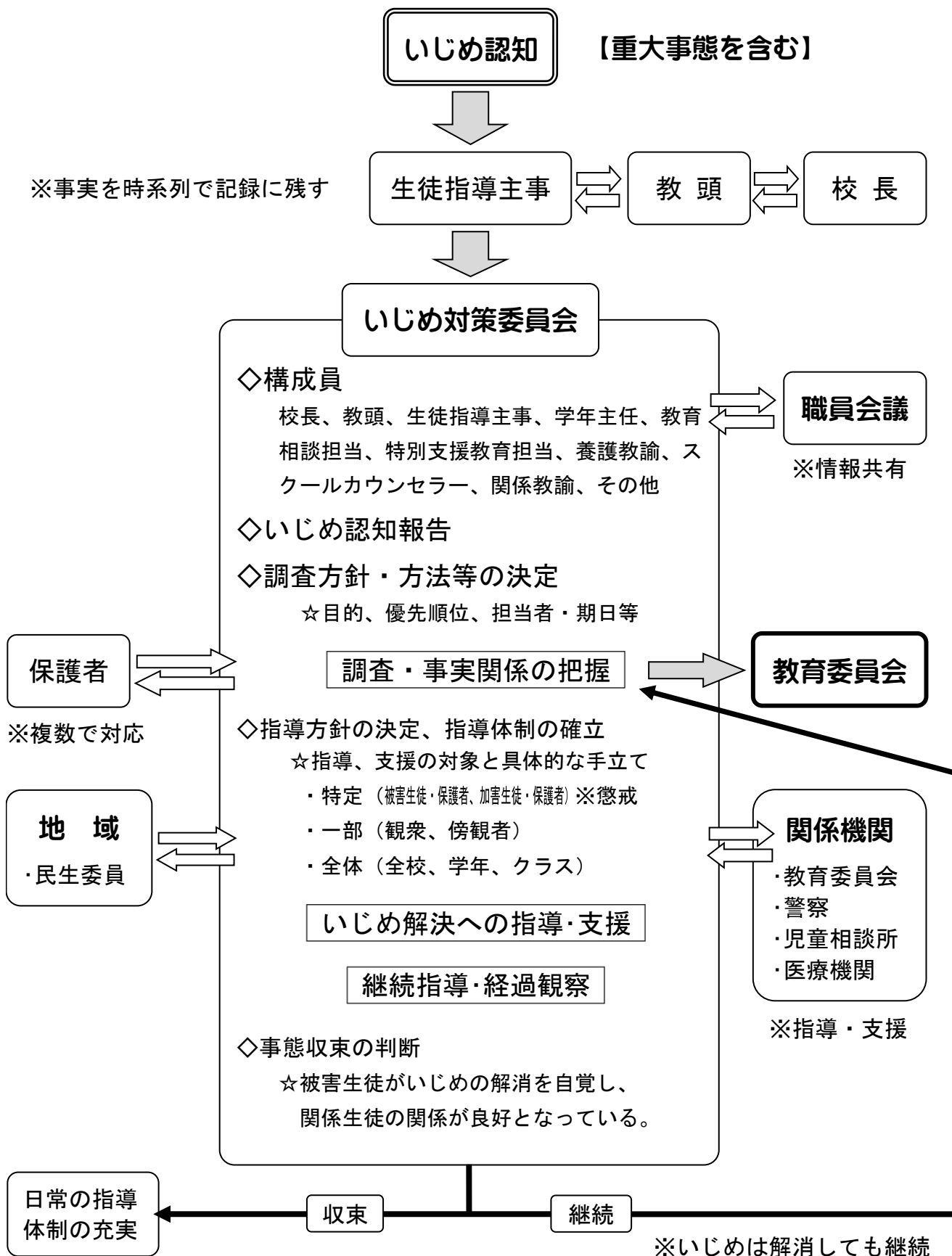
### (2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



### 【別紙3】

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の学活	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。



## 【別紙4】

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。このことから、教師が教室にいる時間を増やしたり、廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<hr/>
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<hr/>
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<hr/>
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。
<input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<hr/>
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。